

# 区民委員会報告資料

令和8年1月21日

報告事項件名	頁
1 住民票等交付における同性パートナー続柄表記の変更について	2
2 戸籍住民課窓口等業務委託評価委員会の評価結果について	9
3 国民健康保険業務等委託評価委員会の評価結果について	11
4 令和8・9年度後期高齢者医療保険料率の改定「最終案」について	14

(区 民 部)

# 区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件 名	住民票等交付における同性パートナー続柄表記の変更について
所管部課名	区民部戸籍住民課
内 容	<p>住民票の写し、又は住民票記載事項証明書の交付において、同性パートナーから申し出があった場合は、次のとおり続柄の表記を変更する。</p> <p><b>1 変更申し出の対象者</b></p> <p>(1) 東京都パートナーシップ宣誓制度の受領証明書を交付された2者 (2) 足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の受領証明書を交付された2者</p> <p><b>2 変更が可能な続柄表記</b></p> <p>一般的には「同居人」であるものを、次のいずれかに変更が可能。</p> <p>(1) 夫（未届） (2) 妻（未届） (3) 縁故者</p> <p><b>3 適用開始日</b></p> <p>令和8年2月1日</p> <p><b>4 申し出方法</b></p> <p>対象である2者が、別紙「住民票等交付における同性パートナー続柄表記変更申し出に関する要綱」に基づき、戸籍住民課窓口に申出書類を提出する。</p> <p><b>5 住民票等交付における留意点</b></p> <p>変更した続柄表記を住民基本台帳管理システムに登録することができないため、区民事務所での住民票等の交付やコンビニ交付は利用できず、戸籍住民課窓口のみでの交付となる。</p> <p><b>6 経緯と他区の状況</b></p> <p>(1) 令和3年4月1日に足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始し、令和6年12月23日に足立区長を含む10区長が連名で「同性パートナーに関する権利や制度等の検討を求める要望」を総務大臣に提出した。 (2) 世田谷区、中野区、品川区も続柄表記の変更を行っている。</p> <p><b>7 今後の方針</b></p> <p>申し出方法や留意点等について、足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の該当者、各関係機関にお知らせとともに、あだち広報、区ホームページでも周知する。</p>

## 住民票等交付における同性パートナー続柄表記の変更申出に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第1項に規定する東京都パートナーシップ宣誓制度（以下「東京都パートナーシップ宣誓制度」という。）又は足立区男女共同参画社会推進条例（平成15年足立区条例第15号）及び足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（2足区男発第1509号 令和3年2月10日区長決定）に基づく足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の受領証明書を交付された2者から、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）における続柄表記の変更に関する申出について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象要件)

第2条 この要綱に基づく住民票の写し等の交付における同性パートナー続柄表記の変更申出については、次の各号に挙げる要件を満たすパートナーに限り行うことができるものとする。

- (1) 住民票上、同一世帯であること。
- (2) 養父母又は養子の関係ではないこと。
- (3) 東京都パートナーシップ宣誓制度又は足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の受領証明書を交付されたパートナーシップ関係である2者であること。

### (続柄変更の申出)

第3条 前条に規定する要件を満たすパートナーは、区長に対し、次の各号に掲げるいずれかの続柄表記への変更を申し出ることができるものとする。

- (1) 夫（未届）
- (2) 妻（未届）
- (3) 縁故者

2 前項の規定による申出については、本人確認書類を提示し、次の各号に掲げる書類を区長へ提出することにより行わなければならない。

- (1) パートナーシップ宣誓等による続柄表記変更申出書（様式第1号）
- (2) 東京都パートナーシップ宣誓制度又は足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の受領証明書を交付されたことが確認できるもの

### (住民記録システムへの登録)

第4条 区長は、前条の規定に基づく申出を受けた場合、申出の内容等を審査し、住民票の写し等における続柄の変更を認めたときは、当該申出者について次の各号の事項を住民基本台帳管理システム（以下「住民記録システム」という。）に登録する。

- (1) 前条の規定に基づく申出をした者であること。
- (2) コンビニエンスストアでの住民票交付及び広域交付による住民票交付の停止。

(申出の取消し)

第5条 続柄の変更が認められた申出者は、第3条の規定による申出を取り下げようとするときは、パートナーシップ宣誓等による続柄表記変更取下げ申出書（様式第2号）を添えて区長へ申し出しなければならない。

(住民記録システムへの登録解除)

第6条 区長は、前条の規定による申出を受けたときは、前条の規定に基づく住民記録システムへの登録を直ちに解除しなければならない。

(住民票又は住民票記載事項証明書の申請)

第7条 第4条の規定により住民記録システムへの登録がされた者（以下「システム登録者」という。）に係る住民票の写し等の交付申請については、次の各号に掲げるいずれかの方法のみとする。

- (1) 戸籍住民課への窓口における申請
- (2) 郵送による申請
- (3) 足立区オンライン申請システムによる申請
- (4) ファクシミリによる申請

(住民票又は住民票記載事項証明書の交付)

第8条 区長は、システム登録者から前条で規定する方法により申請がされた場合には、住民票の写し等に、次の各号に掲げる事項を記載のうえ交付する。

- (1) 本証明書における続柄表記は、東京都パートナーシップ宣誓制度、又は足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の受領証明書を交付された2者からの申出により変更しています。
- (2) 記載されている続柄表記は、他の行政機関や民間企業等において事実婚としての制度及び事業の取扱いを保証するものではありません。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、別に定める。

付 則（7足区戸発4328号 令和8年1月9日 区民部長決定）

この要綱は、令和8年2月1日から施行とする。

## 様式第1号（第3条関係）

### (表) パートナーシップ宣誓等による続柄表記変更申出書

#### 確認事項

- 以下の内容をご確認いただきたらチェックしていただき、ご署名ください。
- 本申出対象である2者について、職員が住民基本台帳を確認します。
- 本申出により記載された続柄表記は法的効果が生じるものではありません。
- 本申出により記載された続柄表記は他の行政機関や民間企業等においての事実婚としての制度及び事業の取扱いを保証するものではありません。
- 住民基本台帳上での続柄表記は「同居人」となります。そのため、他業務や他の行政機関への情報連携は本申出による続柄表記ではなく「同居人」として連携されます。
- 本申出後、申出者世帯の窓口での住民票の写し、又は住民票記載事項証明書の交付は戸籍住民課のみでの取扱いになります。区民事務所窓口での交付はできません。
- 本申出後、マイナンバーカードを利用してのコンビニエンスストアでの住民票の写しの交付及び広域交付による住民票の写しの交付はご利用いただけません。
- 本申出による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付には申請後、通常の交付よりもお時間をいただきます。
- 本申出により記載される続柄表記は、交付日時点での現存する住民票に限ります。履歴及び除票の写しについては対応できません。
- 国内での転出届により作成する転出証明書（転出証明書に準ずる証明書含む）及び転出証明書情報の続柄は「同居人」と記載されます。
- 国から住民基本台帳、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の続柄表記について、法整備や解釈の変更、指示、指導等などが発生した場合には職権で続柄の記載を改める場合があります。
- 転出届、転居届、世帯異動届等により本申出対象である2者が同一世帯ではなくなった場合、職権で続柄の記載を改めます。
- 申出後に、次に挙げるいずれかの事由が発生した場合は戸籍住民課へ届出が必要です。
- (1) パートナーシップ関係を解消したとき。
  - (2) 本申出により変更した続柄表記を「同居人」に戻すとき。

(裏)

上記の事項を確認し、パートナーシップ宣誓等による続柄表記の変更を申出します。

※自署してください。

令和　年　月　日

住　所\_\_\_\_\_

氏　名（世帯主の方）\_\_\_\_\_

氏　名（パートナーの方）\_\_\_\_\_

変更申出をする続柄表記　夫（未届）・妻（未届）・縁故者

（申出をする続柄に丸をしてください）

様式第2号（第5条関係）

パートナーシップ宣誓等による続柄表記変更取下げ申出書

申出したパートナーシップ宣誓等による続柄表記の変更についての取下げを申出します。

※自署してください。

令和　年　月　日

住　所\_\_\_\_\_

氏　名（世帯主の方）\_\_\_\_\_

氏　名（パートナーの方）\_\_\_\_\_

# 住民票

住所	東京都足立区中央本町一丁目17番1号							
世帯主	戸籍 サンプル							
1	氏名の振り仮名	コセキ サンプル			個人番号	【省略】		
	氏名	戸籍 サンプル			住民票コード	【省略】		
	***	*** * * *			住民となった年月日	令和7年12月11日		
	旧氏	【空欄】			住所を定めた年月日	【空欄】		
	生年月日	平成2年6月15日	性別	男	続柄	世帯主	届出日	令和7年12月11日
	本籍	【省略】			筆頭者	【省略】		
	転入前住所	東京都台東区秋葉原1番1号						
	***	*** * * *			***	*** * * *		
	***	*** * * *			***	*** * * *		
2	***	*** * * *			個人番号	【省略】		
	氏名	住民 テスト			住民票コード	【省略】		
	***	*** * * *			住民となった年月日	令和7年12月11日		
	旧氏	【空欄】			住所を定めた年月日	【空欄】		
	生年月日	平成7年11月27日	性別	男	続柄	夫(未届)	届出日	令和7年12月11日
	本籍	【省略】			筆頭者	【省略】		
	転入前住所	東京都台東区秋葉原1番1号						
	***	*** * * *			***	*** * * *		
	***	*** * * *			***	*** * * *		
3	氏名の振り仮名				個人番号			
	氏名	【以下余白】			住民票コード			
	旧氏の振り仮名				住民となった年月日			
	旧氏				住所を定めた年月日			
	生年月日		性別		続柄		届出日	
	本籍				筆頭者			
	転入前住所							
	***				***			
	***				***			
4	氏名の振り仮名				個人番号			
	氏名				住民票コード			
	旧氏の振り仮名				住民となった年月日			
	旧氏				住所を定めた年月日			
	生年月日		性別		続柄		届出日	
	本籍				筆頭者			
	転入前住所							
	***				***			
	***				***			

20251217 足立区 TOPR-2010 0000000002 1/1

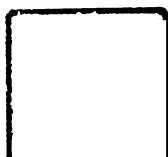
この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

赤色で印字

令和8年2月17日

東京都足立区長

近藤 弥生



この印は黒色です

・本証明書における続柄表記は、東京都パートナーシップ宣誓制度、  
又は足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の受領証明書  
を交付された2者からの申し出により変更しています。  
・記載されている続柄表記は、他の行政機関や民間企業等において事実  
婚としての制度及び事業の取扱いを保証するものではありません。

# 区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	戸籍住民課窓口等業務委託評価委員会の評価結果について																
所管部課名	区民部戸籍住民課																
	令和7年度の戸籍住民課窓口等業務委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）を開催したので、以下のとおり評価結果を報告する。																
<b>1 評価対象</b>																	
(1) 評価対象 戸籍住民課窓口等業務委託																	
(2) 受託事業者 富士フィルムシステムサービス株式会社																	
<b>2 評価結果（答申）</b>																	
(1) 委員評価の平均点																	
<table border="1"> <tr> <td>委員評価 平均点</td> <td colspan="5">47.8点（50点満点） 前年度：47.2点</td> </tr> <tr> <td>評価結果</td> <td colspan="5">適正に履行されているものと認める（合格）</td> </tr> </table>						委員評価 平均点	47.8点（50点満点） 前年度：47.2点					評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）				
委員評価 平均点	47.8点（50点満点） 前年度：47.2点																
評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）																
※ 合格ライン：40点以上																	
(2) 評価項目ごとの委員評価平均点																	
内 容	テーマ	評価項目	配点	R6	R7												
	委託品質	窓口待ち時間 ・ミスの有無と防止策	5	4.2	4.6	↗											
	セキュリティ	個人情報保護、情報セキュリティ	5	4.8	4.6	↘											
		個人情報記録媒体の管理	5	5.0	4.8	↘											
		適切な会計処理及び現金、金券類の管理	5	4.8	4.8	→											
	内部統制	労働関係	5	5.0	5.0	→											
		労働条件	5	5.0	4.4	↘											
		事業者の経営状況	5	4.0	5.0	↗											
	接遇	利用者満足度(言葉づかいなど)	5	5.0	5.0	→											
		利用者満足度（処理スピード）	5	5.0	5.0	→											
		服装・名札	5	4.4	4.6	↗											
総合評価（合計）			50	47.2	47.8	↗											
(3) 主な減点評価項目と理由																	
ア セキュリティ																	
決められた手順通り対応しているが、現状に満足することなく、更なる保護策の構築に努めていただきたい。																	

イ 内部統制  
従事者の休憩スペースが狭い。

### 3 開催日時

令和7年11月13日（木）午後1時00分から2時30分まで

### 4 委員構成（計5名）

種別	氏 名	役職等
学識経験者	森 直美【委員長】	弁護士
	北村 昌也	社会保険労務士
区 民	齋藤 祐子	民生・児童委員
区 職 員	松野 美幸	足立区総務部長
	田ヶ谷 正【副委員長】	足立区区民部長

### 5 評価方法

- (1) 書類審査
- (2) 委託業務の現場確認
- (3) 受託事業者に対するヒアリング

### 6 評価委員会の意見

- (1) 従事者の服装・名札・髪型について、適切な身だしなみが遵守され、昨年度より改善されていた。
- (2) 個人情報保護、情報セキュリティについて、今後も、法令などの制度変化に積極的に対応していただきたい。
- (3) 個人情報記録媒体の管理について、今後も、紛失・盗難等も含めた情報漏洩を予防する工夫をしていただきたい。

# 区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	国民健康保険業務等委託評価委員会の評価結果について																																																																									
所管部課名	区民部国民健康保険課																																																																									
	令和7年度の国民健康保険業務等委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）を開催したので、以下のとおり評価結果を報告する。																																																																									
<b>1 評価対象</b>																																																																										
(1) 評価対象 国民健康保険業務等委託																																																																										
(2) 受託事業者																																																																										
ア パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 (対象業務1：資格賦課、収納管理、滞納整理、保健事業)																																																																										
イ 株式会社DACS (対象業務2：給付)																																																																										
<b>2 評価結果（答申）</b>																																																																										
(1) 対象業務1 パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社																																																																										
ア 委員評価の平均点																																																																										
<table border="1"> <tr> <td>委員評価 平均点</td> <td colspan="3">45.4点（50点満点）</td> <td>前年度：46.2点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価結果</td> <td colspan="3">適正に履行されているものと認める（合格）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							委員評価 平均点	45.4点（50点満点）			前年度：46.2点			評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）																																																											
委員評価 平均点	45.4点（50点満点）			前年度：46.2点																																																																						
評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）																																																																									
※ 合格ライン：40点以上																																																																										
イ 評価項目ごとの委員評価平均点																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">テーマ</th> <th rowspan="2">評価項目</th> <th rowspan="2">配点</th> <th colspan="2">パーソル社</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託品質</td> <td>窓口待ち時間 ・ミスの有無と防止策</td> <td>5</td> <td>3.8</td> <td>4.0</td> <td>↗</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">セキュリティ</td> <td>個人情報保護、情報セキュリティ</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>4.6</td> <td>↘</td> </tr> <tr> <td>個人情報記録媒体の管理</td> <td>5</td> <td>4.8</td> <td>5.0</td> <td>↗</td> </tr> <tr> <td>適切な会計処理及び現金、金券類の管理</td> <td>5</td> <td>4.8</td> <td>4.4</td> <td>↘</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内部統制</td> <td>労働関係</td> <td>5</td> <td>4.6</td> <td>4.6</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>労働条件</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>4.2</td> <td>↘</td> </tr> <tr> <td>事業者の経営状況</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">接遇</td> <td>利用者満足度(言葉づかいなど)</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>利用者満足度（処理スピード）</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>4.2</td> <td>↘</td> </tr> <tr> <td>服装・名札</td> <td>5</td> <td>3.2</td> <td>4.4</td> <td>↗</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総合評価（合計）</td><td>50</td><td>46.2</td><td>45.4</td><td>↘</td></tr> </tbody> </table>							テーマ	評価項目	配点	パーソル社			R6	R7	委託品質	窓口待ち時間 ・ミスの有無と防止策	5	3.8	4.0	↗	セキュリティ	個人情報保護、情報セキュリティ	5	5.0	4.6	↘	個人情報記録媒体の管理	5	4.8	5.0	↗	適切な会計処理及び現金、金券類の管理	5	4.8	4.4	↘	内部統制	労働関係	5	4.6	4.6	→	労働条件	5	5.0	4.2	↘	事業者の経営状況	5	5.0	5.0	→	接遇	利用者満足度(言葉づかいなど)	5	5.0	5.0	→	利用者満足度（処理スピード）	5	5.0	4.2	↘	服装・名札	5	3.2	4.4	↗	総合評価（合計）		50	46.2	45.4	↘
テーマ	評価項目	配点	パーソル社																																																																							
			R6	R7																																																																						
委託品質	窓口待ち時間 ・ミスの有無と防止策	5	3.8	4.0	↗																																																																					
セキュリティ	個人情報保護、情報セキュリティ	5	5.0	4.6	↘																																																																					
	個人情報記録媒体の管理	5	4.8	5.0	↗																																																																					
	適切な会計処理及び現金、金券類の管理	5	4.8	4.4	↘																																																																					
内部統制	労働関係	5	4.6	4.6	→																																																																					
	労働条件	5	5.0	4.2	↘																																																																					
	事業者の経営状況	5	5.0	5.0	→																																																																					
接遇	利用者満足度(言葉づかいなど)	5	5.0	5.0	→																																																																					
	利用者満足度（処理スピード）	5	5.0	4.2	↘																																																																					
	服装・名札	5	3.2	4.4	↗																																																																					
総合評価（合計）		50	46.2	45.4	↘																																																																					
件名	国民健康保険業務等委託評価委員会の評価結果について																																																																									
所管部課名	区民部国民健康保険課																																																																									
	令和7年度の国民健康保険業務等委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）を開催したので、以下のとおり評価結果を報告する。																																																																									
<b>1 評価対象</b>																																																																										
(1) 評価対象 国民健康保険業務等委託																																																																										
(2) 受託事業者																																																																										
ア パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 (対象業務1：資格賦課、収納管理、滞納整理、保健事業)																																																																										
イ 株式会社DACS (対象業務2：給付)																																																																										
<b>2 評価結果（答申）</b>																																																																										
(1) 対象業務1 パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社																																																																										
ア 委員評価の平均点																																																																										
<table border="1"> <tr> <td>委員評価 平均点</td> <td colspan="3">45.4点（50点満点）</td> <td>前年度：46.2点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価結果</td> <td colspan="3">適正に履行されているものと認める（合格）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							委員評価 平均点	45.4点（50点満点）			前年度：46.2点			評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）																																																											
委員評価 平均点	45.4点（50点満点）			前年度：46.2点																																																																						
評価結果	適正に履行されているものと認める（合格）																																																																									
※ 合格ライン：40点以上																																																																										
イ 評価項目ごとの委員評価平均点																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">テーマ</th> <th rowspan="2">評価項目</th> <th rowspan="2">配点</th> <th colspan="2">パーソル社</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託品質</td> <td>窓口待ち時間 ・ミスの有無と防止策</td> <td>5</td> <td>3.8</td> <td>4.0</td> <td>↗</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">セキュリティ</td> <td>個人情報保護、情報セキュリティ</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>4.6</td> <td>↘</td> </tr> <tr> <td>個人情報記録媒体の管理</td> <td>5</td> <td>4.8</td> <td>5.0</td> <td>↗</td> </tr> <tr> <td>適切な会計処理及び現金、金券類の管理</td> <td>5</td> <td>4.8</td> <td>4.4</td> <td>↘</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内部統制</td> <td>労働関係</td> <td>5</td> <td>4.6</td> <td>4.6</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>労働条件</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>4.2</td> <td>↘</td> </tr> <tr> <td>事業者の経営状況</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">接遇</td> <td>利用者満足度(言葉づかいなど)</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>利用者満足度（処理スピード）</td> <td>5</td> <td>5.0</td> <td>4.2</td> <td>↘</td> </tr> <tr> <td>服装・名札</td> <td>5</td> <td>3.2</td> <td>4.4</td> <td>↗</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総合評価（合計）</td><td>50</td><td>46.2</td><td>45.4</td><td>↘</td></tr> </tbody> </table>							テーマ	評価項目	配点	パーソル社			R6	R7	委託品質	窓口待ち時間 ・ミスの有無と防止策	5	3.8	4.0	↗	セキュリティ	個人情報保護、情報セキュリティ	5	5.0	4.6	↘	個人情報記録媒体の管理	5	4.8	5.0	↗	適切な会計処理及び現金、金券類の管理	5	4.8	4.4	↘	内部統制	労働関係	5	4.6	4.6	→	労働条件	5	5.0	4.2	↘	事業者の経営状況	5	5.0	5.0	→	接遇	利用者満足度(言葉づかいなど)	5	5.0	5.0	→	利用者満足度（処理スピード）	5	5.0	4.2	↘	服装・名札	5	3.2	4.4	↗	総合評価（合計）		50	46.2	45.4	↘
テーマ	評価項目	配点	パーソル社																																																																							
			R6	R7																																																																						
委託品質	窓口待ち時間 ・ミスの有無と防止策	5	3.8	4.0	↗																																																																					
セキュリティ	個人情報保護、情報セキュリティ	5	5.0	4.6	↘																																																																					
	個人情報記録媒体の管理	5	4.8	5.0	↗																																																																					
	適切な会計処理及び現金、金券類の管理	5	4.8	4.4	↘																																																																					
内部統制	労働関係	5	4.6	4.6	→																																																																					
	労働条件	5	5.0	4.2	↘																																																																					
	事業者の経営状況	5	5.0	5.0	→																																																																					
接遇	利用者満足度(言葉づかいなど)	5	5.0	5.0	→																																																																					
	利用者満足度（処理スピード）	5	5.0	4.2	↘																																																																					
	服装・名札	5	3.2	4.4	↗																																																																					
総合評価（合計）		50	46.2	45.4	↘																																																																					

ウ 主な減点評価項目と理由

(ア) セキュリティ

定められたルールや取り扱い基準は遵守されているが、区民の安心・安全のため、更なるセキュリティ体制の強化に努めてほしい。

(イ) 内部統制

従事者が衛生管理に関する相談・連絡を円滑に行えるよう、衛生管理者の氏名を掲示して周知することが望ましい。

(ウ) 接遇

マイナ保険証移行に伴い、認証作業や説明に時間を要し、処理スピードが低下した。

(2) 対象業務2 株式会社DACS

ア 委員評価の平均点

委員評価 平均点	46.8点(50点満点)	前年度: 46.2点
評価結果	適正に履行されているものと認める(合格)	

※ 合格ライン: 40点以上

イ 評価項目ごとの委員評価平均点

テーマ	評価項目	配点	DACS社		
			R6	R7	
委託 品質	窓口待ち時間 ・ミスの有無と防止策	5	4.2	4.2	→
セキュ リティ	個人情報保護、情報セキュリティ	5	5.0	4.6	↖
	個人情報記録媒体の管理	5	4.8	5.0	↗
	適切な会計処理及び現金、金券 類の管理	5	4.8	4.6	↖
内部 統制	労働関係	5	4.6	4.8	↗
	労働条件	5	5.0	4.2	↖
	事業者の経営状況	5	4.0	5.0	↗
接遇	利用者満足度(言葉づかいなど)	5	5.0	5.0	→
	利用者満足度(処理スピード)	5	5.0	5.0	→
	服装・名札	5	3.8	4.4	↗
総合評価(合計)		50	46.2	46.8	↗

ウ 主な減点評価項目と理由

(ア) セキュリティ

取り扱う書類が多いため、個人情報保護の意識付け及び仕組みの更なる強化に努めてほしい。

(イ) 内部統制

作業・移動スペースが狭小であるため、労働環境改善の工夫が必要である。

**3 開催日時**

令和7年11月13日（木）午後2時45分から4時30分まで

**4 委員構成（計5名）**

種 別	氏 名	役職等
学識経験者	森 直美【委員長】	弁護士
	北村 昌也	社会保険労務士
区 民	齋藤 祐子	民生・児童委員
区 職 員	松野 美幸	足立区総務部長
	田ヶ谷 正【副委員長】	足立区区民部長

**5 評価方法**

- (1) 書類審査
- (2) 委託業務の現場確認
- (3) 受託事業者に対するヒアリング

**6 評価委員会の意見**

- (1) 昨年度に指摘していた従事者の服装・名札については、適切な身だしなみが遵守され、改善されていた。
- (2) 衛生管理者の氏名を見やすい箇所に掲示するなど、今後も、日頃から従事者の安全や健康に配慮し、安心して働くよう努めてほしい。
- (3) 最新のシステムやAI技術の導入により業務効率化を行うことで、人員体制の最適化を図り、ゆとりある執務環境が作られることを期待する。

# 区民委員会報告資料

令和8年1月21日

件名	令和8・9年度後期高齢者医療保険料率の改定「最終案」について							
所管部課名	区民部高齢医療・年金課							
	後期高齢者医療制度の保険料率は、2年毎に改定することとされている。東京都後期高齢者医療広域連合（以下、「都広域連合」という。）が令和8・9年度の保険料率の改定作業を進めており「最終案」が示されたため、以下のとおり報告する。							
<b>1 保険料率の検討内容</b>								
(1) 現行の保険料との比較（「特別対策※1あり」「基金を活用した」場合）								
内 容	一人当たり平均保険料額		令和6・7年度 (現行)	令和8・9年度 (算定案)	令和8・9年度 (最終案)			
			111,356円	123,827円 (12,471円増)	127,400円 (16,044円増)			
	均等割額	医療分	47,300円	51,100円 (3,800円増)	53,300円 (6,000円増)			
		子ども・子育て支援分		1,300円 (1,300円増)	1,300円 (1,300円増)			
	所得割率	医療分	9.67%	9.60% (0.07pt減)	9.88% (0.21pt増)			
		子ども・子育て支援分		0.25% (0.25pt増)	0.26% (0.26pt増)			
	一人当たり平均保険料額		111,356円	123,827円 (12,471円増)	127,400円 (16,044円増)			
※1 特別対策（都広域連合独自の施策を含む。）とは、保険料軽減のための経費を各市区町村が負担金（葬祭費・審査支払手数料・保険料未収金補填分・保険料所得割額減額分）として一般財源から支弁するもの。								
※ 年間保険料額比較（別紙1参照）								

(2) 保険料算定のための基礎数値（推計）（別紙2参照）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
平均被保険者数 (前年度比)	1,786,000人 (1.86%増)	1,790,000人 (0.22%増)	1,788,000人 (0.11%減)
医療給付費 (前年度比)	1,629,145百万円 (3.47%増)	1,698,700百万円 (4.27%増)	1,752,900百万円 (3.19%増)
一人当たり 医療給付費 (前年度比)	912,175円 (1.59%増)	948,994円 (4.04%増)	980,369円 (3.31%増)

(3) 保険料抑制対策

2年間で約232億円を各市区町村が負担することにより、年間保険料額を一人当たり約5,700円抑制。足立区は年間約5.5億円（前年度比約600万円増）負担の見込み。

ア 特別対策

- (ア) 葬祭費 約98億円
- (イ) 審査支払手数料 約76億円
- (ウ) 保険料未収金補填分 約53億円

イ 保険料所得割額減額分（都広域連合独自の軽減）

所得割額を50%、25%軽減 約5億円

(4) 算定案から最終案までの保険料率の変動要因

ア 医療給付費（推計）の伸び

- (ア) 令和8年度 1兆6,574億円 → 1兆6,987億円
- (イ) 令和9年度 1兆6,831億円 → 1兆7,529億円

イ 後期高齢者負担率【変動なし】

13.27%

ウ 子ども・子育て支援金の影響

125億円（2年間） → 128億円（2年間）

エ 賦課限度額の引き上げ

- (ア) 医療分 80万円 → 85万円
- (イ) 子ども・子育て支援分 2万円 → 2.1万円

オ 出産育児支援金の影響

44億円（2年間） → 45億円（2年間）

カ 特別会計調整基金等の活用【変動なし】

423億円

キ 均等割額の軽減判定所得の変更

【令和7年度】

軽減割合	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯
7割	43万円+（年金または給与所得者の合計数-1） ×10万円 以下
5割	43万円+（年金または給与所得者の合計数-1） ×10万円+30.5万円×（被保険者数） 以下
2割	43万円+（年金または給与所得者の合計数-1） ×10万円+56万円×（被保険者数） 以下



【令和8年度】

軽減割合	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯
7割 <sup>※2</sup>	43万円+（年金または給与所得者の合計数 <sup>※3</sup> -1） ×10万円 以下
5割	43万円+（年金または給与所得者の合計数-1） ×10万円+31万円×（被保険者数） 以下
2割	43万円+（年金または給与所得者の合計数-1） ×10万円+57万円×（被保険者数） 以下

※2 医療分は7.2割

※3 年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

2 今後のスケジュール

令和8年1月29日	都広域連合議会における保険料率の議決
2月	都広域連合の規約変更について区議会に上程

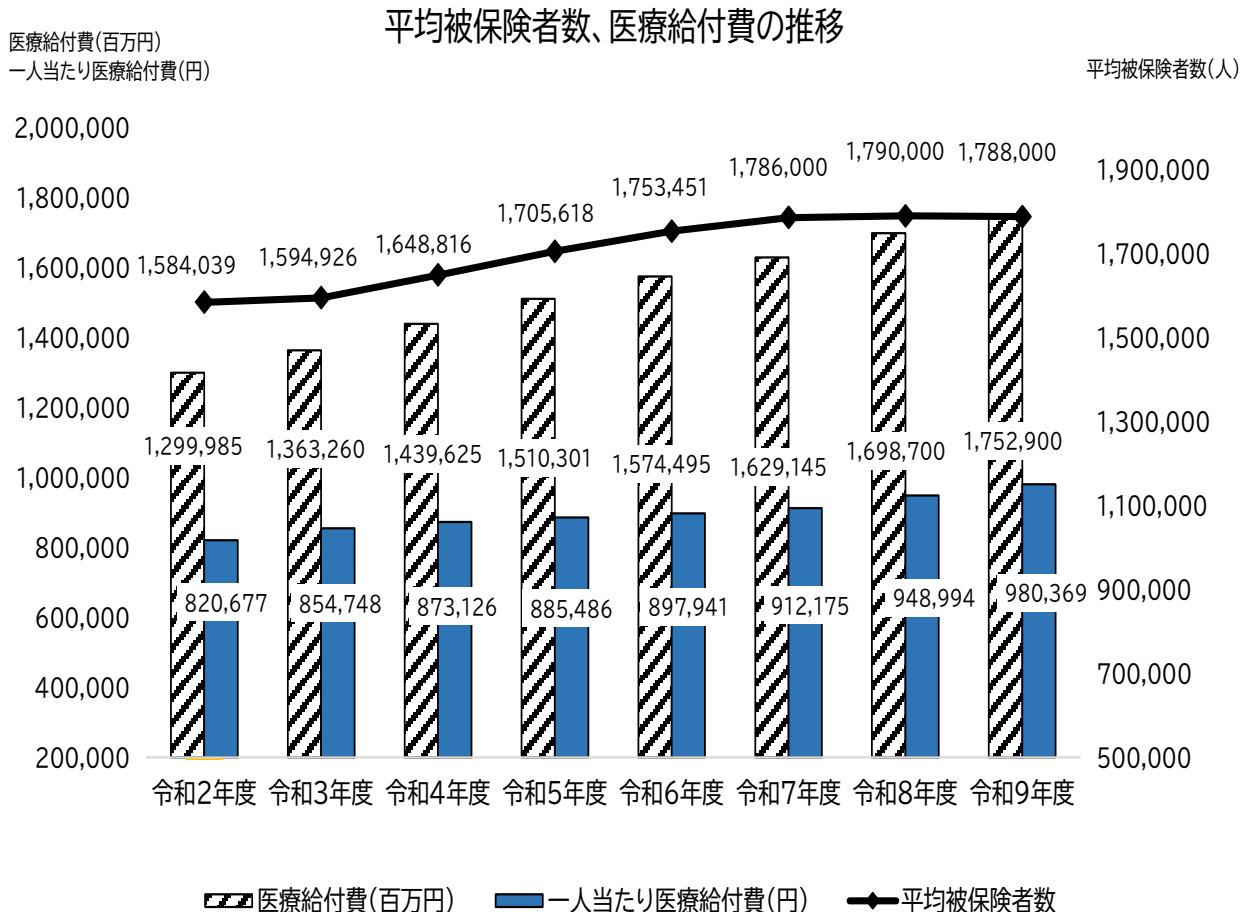
3 今後の方針

都広域連合による今後の保険料率改定作業の動向を注視し、必要な手続について速やかに進めていく。

## 年間保険料額比較（公的年金収入のみの単身者で試算）

公的年金 収入額	R 7 年度 保険料額	R 8・9 年度 保険料額	増減額	増減率
153 万円	14,100 円	15,200 円	1,100 円	7.8%
168 万円	21,400 円	22,800 円	1,400 円	6.5%
173 万円	38,100 円	42,400 円	4,300 円	11.3%
198 万円	67,100 円	72,900 円	5,800 円	8.6%
224 万円	106,400 円	115,500 円	9,100 円	8.6%
240 万円	131,400 円	142,700 円	11,300 円	8.6%
300 万円	189,400 円	203,600 円	14,200 円	7.5%
400 万円	269,200 円	287,200 円	18,000 円	6.7%
500 万円	350,400 円	372,400 円	22,000 円	6.3%
600 万円	432,600 円	458,600 円	26,000 円	6.0%
700 万円	514,800 円	544,700 円	29,900 円	5.8%
800 万円	599,900 円	634,000 円	34,100 円	5.7%
900 万円	691,800 円	730,400 円	38,600 円	5.6%
1,000 万円	783,600 円	826,600 円	43,000 円	5.5%
1,017 万円	800,000 円	843,400 円	43,400 円	5.4%
1,045 万円	800,000 円	871,000 円	71,000 円	8.9%

※ 賦課限度額は医療分 8.5 万円、子ども・子育て支援分 2.1 万円



- ※ 令和2・3・4・5・6年度は実績値
- ※ 令和7・8・9年度は推計値
- ※ 医療給付費百万円未満は四捨五入
- ※ 一人当たり医療給付費円未満は四捨五入